

○技能試験官の指定等に関する訓令

平成 12 年 4 月 1 日
警察本部訓令第 19 号

改正 令和元年 6 月 13 日本部訓令第 4 号、令和 5 年 3 月 3 日本部訓令第 8 号

技能試験官の指定等に関する訓令を次のように定める。

技能試験官の指定等に関する訓令

(目的)

第 1 条 この訓令は、道路交通法施行細則（平成 12 年香川県公安委員会規則第 3 号。以下「施行細則」という。）第 56 条に規定する技能試験に従事する警察職員（以下「技能試験官」という。）の指定等に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

(指定)

第 2 条 施行細則第 56 条第 1 項に規定する香川県公安委員会の行う技能試験官の指定は、別記様式第 1 号の指定書を交付して行うものとする。

(指定の解除)

第 3 条 施行細則第 56 条第 2 項に規定する香川県公安委員会の行う指定の解除は、別記様式第 2 号の指定解除通知書を交付して行う。この場合において、指定を解除された者は、速やかに指定書を返納しなければならない。

(教養)

第 4 条 運転免許課長は、施行細則第 56 条第 1 項第 4 号に規定する技能試験官として必要な知識を修得させるための事項について教養計画を策定しなければならない。

2 警察本部長は、技能試験官として新たに指定をしようとする者（以下「新規指定者」という。）及び技能試験官の職から離れていた者で、再度指定をしようとする者（以下「再指定者」という。）に対しては、別表に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ定める時間の教養を行うものとする。ただし、交通警察について相当な経験を有すると認められる者が教養を受けようとする場合には、適宜、教養の科目及び時間の一部を省略することができるものとする。

3 警察本部長は、あらかじめ技能試験官としての資格の取得を希望する者について、前項に規定する教養を受講させることができるものとする。この場合において、当該受講者の別表に掲げる科目及び教養時間の区分については、経験等に応じ、前項の規定を準用する。

4 警察本部長は、前 2 項に規定する教養の課程を修了した者に対し、別記様式第 3 号の技能試験官資格者証を交付するものとする。

5 運転免許課長は、指定を受けている技能試験官に対し、技能試験の実施に必要な事項について、月 10 時間以上の教養を行うものとする。

(指定簿冊等の備付)

第 5 条 運転免許課長は、別記様式第 4 号の技能試験官指定簿を備え付け、技能試験官の指定及び解除の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 運転免許課長は、別記様式第5号の技能試験官資格者証交付簿を備え付け、技能試験官資格者証の発給状況を明らかにしておかなければならない。

附 則

- 1 この訓令は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 技能試験官の指定等に関する訓令（平成2年香川県警察本部訓令第1号）は、廃止する。

附則（令和元年6月13日本部訓令第4号）

- 1 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 改正前の訓令で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附則（令和5年3月3日本部訓令第8号）

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、現に交付されている改正前の別記様式第1号の指定書及び別記様式第3号の技能試験官資格者証は、それぞれ改正後の別記様式第1号の指定書及び別記様式第3号の技能試験官資格者証とみなす。

(別表及び別記様式 省略)